

【掲載依頼内容】

～平成 29 年 1 月 1 日から雇用保険制度が変わります～

- 65 歳に達した日以後に新たに雇用される労働者（同一事業主に 65 歳に達した日の前から引き続いて雇用されている者を除く）については、雇用保険の適用除外とされていましたが、65 歳以上の労働者についても、適用要件（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上の雇用見込みがある）を満たせば、高年齢被保険者として雇用保険の適用の対象となります。

また、平成 28 年 12 月末までに雇用された 65 歳以上の労働者についても、適用要件を満たせば、平成 29 年 1 月 1 日付けで雇用されたものとみなし、雇用保険の適用の対象となります。

上記、雇用保険の適用の対象となる労働者がいる場合は、平成 29 年 3 月 31 日までに管轄のハローワークへ雇用保険被保険者資格取得届のご提出をお願いします。

なお、雇用保険料の徴収は、平成 31 年度までは免除となります。